

## トランジットビザ-TS

来館前に、必ず事前予約【VABO】[www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/](http://www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/)を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP ([www.thaiconsulate.jp](http://www.thaiconsulate.jp))をご確認ください。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国目的	トランジットを目的に <b>12時間</b> 以上タイの空港内に滞在する、もしくはトランジットを目的にタイへ入国する場合	入国回数	シングル：1度のみ ダブル：2度のみ
		ビザ有効期限	シングル：発行日から3か月 ダブル：発行日から6か月
		入国後の滞在可能期間	入国日から30日
		ビザ申請料金 (現金のみ)	シングル：4,500円 ダブル：9,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>トランジットビザでの就労は禁止です。</li><li>提出した航空券（eチケット）または航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。</li><li>タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。</li><li>一旦受理した書類は一切返却致しません。</li><li>ビザ申請料は返金できません。</li><li>下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。</li><li>タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えていても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。</li><li>ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。</li><li>詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適格となります。</li></ul>		

### 必要書類

#### 1. パスポート 原本 と コピー

- 有効期限が6ヶ月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
- コピーはデータ面（顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面）をA4サイズで取ること

#### 2. 申請書 (Application For Visa) [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

### 4. 経歴書 [\[PDF\]](#)

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 5. 航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書コピー

- 航空会社もしくは旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日とタイ出国日が明記されていること
- ダブルエントリー希望の方は、2 回分の航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書予約が必要

### 6. 申請者名義の英文の銀行残高証明書 原本

- 20,000 バーツ以上に相当する額の残高があること
- 発行から 1 か月以内のもの (最新の残高が確認できること)
- 20 歳未満の申請者で個人名義の口座がない場合は、父親もしくは母親どちらかの英文の銀行残高証明書を提出すること。その場合、口座に 40,000 バーツ以上に相当する額の残高があり、家族関係を証明する公的書類 (戸籍謄本など) の原本 (発行から 3 か月以内のもの) も提出すること。
- 預金通帳のコピーは使用できません

### 7. タイに入国する者は、滞在期間中の滞在先を証明する、以下 7.1-7.4 の該当する書類

#### 7.1. ホテル予約確認書

#### 7.2. アパート、マンション、コンドミニウム所有者は、所有権利書のコピー

#### 7.3. アパート、マンション、コンドミニウムを賃貸している者は、賃貸借契約書のコピーと家主の身分証明書コピー

#### 7.4. タイ滞在中の友人/家族宅へ滞在中の場合、以下 A-D の該当する全ての書類

- A.** タイ滞在中の友人/家族からの手紙 (内容には、手紙の作成者名、ビザ申請者との関係性、滞在先住所、滞在期間、連絡先、作成者の直筆サインが記載されていること。)
- B.** タイ滞在中の友人/家族名義のアパートやコンドミニウムの賃貸借契約書 もしくは 所有権利書のコピー
- C.** タイ滞在中の友人/家族の身分証明書コピー
  - ▶ タイ人の場合はタイ国民身分証明書 (ID カード) コピーとタイ住居登録証の住所面と氏名記載面のコピー
  - ▶ 外国籍の場合はパスポートの顔写真ページコピー、有効期限のある滞在許可ページコピー、タイに就労している場合は、有効期限のある労働許可証(ワークパーミット)のページコピーを提出すること
- D.** タイ滞在中の者が家族の場合は、家族関係を証明する公的書類
  - ▶ 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本 (発行から 3 か月以内のもの)
  - ▶ 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、その国での婚姻証明書コピーと英文翻訳文、または出生証明書コピーと英文翻訳文

## 8. 職業を証明する、以下該当する項目の全ての書類

### 8.1 会社員の場合

- 在職証明書 原本
- 休職（休暇）証明書 原本
- 会社登記簿謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）

### 8.2 会社経営者もしくは自営業の場合

- 会社登記簿謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）

### 8.3 学生の場合

- 在学証明書 原本 ※学生証コピーは不可

### 8.4 年金受給者の場合

- 年金証明書 原本とコピー  
(受給年金額が確認できる書類 / 最新の額面入り年金振込通知書など)

### 8.5 主婦/主夫の場合

- 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）と配偶者のパスポート顔写真ページのコピー
- 申請者が外国籍で、日本人配偶者の場合は、配偶者の戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）と配偶者のパスポート顔写真ページのコピー
- 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での婚姻証明書コピーと英文翻訳文、出生証明書コピーと英文翻訳文 及び 配偶者の在留カードコピー

### 8.6 20 歳未満の子どもの場合

- 身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピーを提出すること

#### **身元保証書** [[PDF](#)]

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住（外国籍の場合は永住権所持者）、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在在中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード（永住者のみ）の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書 (Guarantee Letter) の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書 (Guarantee Letter) に署名したものと同一の自筆の署名をすること

#### **●申請者と保護者の家族関係を証明する公的書類**

- 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）
- 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での出生証明書コピーと英文翻訳文

### 8.7 職についていない者の場合

- 納税証明書 又は 非課税証明書
- 身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピーを提出すること

## 身元保証書 [\[PDF\]](#)

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住（外国籍の場合は永住権所持者）、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード（永住者のみ）の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

## 9. タイ入国日から出国日までのスケジュール表

- 英文で作成してください
- タイ滞在中のスケジュール（滞在先、旅行先、移動方法など）はできる限り詳細にご記入いただき、渡航の目的や活動を説明した文章等もご記入ください
- フォーマットの指定はありません行程表と目的を説明した文章の書式指定はありません

## 日本国籍以外の申請者の追加書類

### 10. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 ヶ月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

### 11. 身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピー

#### 身元保証書 [\[PDF\]](#)

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住（外国籍の場合は永住権所持者）、申請者の個人情報などを
- 確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード（永住者のみ）の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

### 12. ビザ申請書と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)

29. ナイジェリア	30. イラン		
------------	---------	--	--

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。

ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。